

平成25年度における四国地区の景品表示法の運用状況等

平成26年6月9日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成25年度における四国地区（徳島県，香川県，愛媛県及び高知県の4県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が6件の計7件となっている（平成25年度の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
表 示 事 件	1	1	5	5	6	6
景 品 事 件	0	0	0	1	0	1
合 計	1	1	5	6	6	7

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所取引課
電話 087-834-1441（代表）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

2 表示事件

平成25年度に処理した事件は、表示事件が6件で大半（約86%）を占めている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が2件、有利誤認（第4条第1項第2号）が4件、おとり広告告示等（第4条第1項第3号）が1件となっている。

平成25年度においては、スーパーマーケットにおけるうなぎ蒲焼等の販売に係る不当表示について、四国支所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
優良誤認 （第4条第1項第1号）	1	0	2	2	3	2
有利誤認 （第4条第1項第2号）	0	0	4	4	4	4
おとり広告告示等 （第4条第1項第3号）	0	1	0	0	0	1
合 計	1	1	6	6	7	7

（注） 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

3 景品事件

平成25年度において、景品事件は1件（約14%）となっている。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
懸賞景品告示	0	0	0	0	0	0
総付景品告示	0	0	0	1	0	1
合 計	0	0	0	1	0	1

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

四国支所が平成25年度に受け付けた相談件数は127件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する説明会

四国支所は、徳島市（平成25年6月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

3 消費者庁及び四国地区各県との連携

四国支所は、四国地区各県における景品表示法の執行力の強化に向けた取組を支援するため、同法の運用に関する助言を行うとともに、高松市（平成25年12月）において消費者庁が開催した四国地区景品表示法ブロック会議に参加するなど、消費者庁及び四国地区各県との情報共有及び協力関係の強化に努めている。

4 食品表示に関する関係省庁等との連携

四国支所は、不適正な食品表示に関する監視強化等の観点から、広島市（平成25年5月）において開催された中国四国地域食品表示監視連絡会議に参加するなど、食品表示に関する関係省庁等との情報共有及び協力関係の強化に努めている。

平成25年度の主要な処理事件

1 措置命令（おとり広告告示）

事件名	事件概要
株式会社きむら に対する件 (26.1.21)	<p>株式会社きむらは、愛知県西尾市一色町産のうなぎ（以下「本件うなぎ」という。）及び本件うなぎを用いたうなぎ蒲焼（以下、本件うなぎと併せて「本件2商品」という。）について</p> <p>① 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」、「愛知県三河一色産 生うなぎ（養殖）大1本 1,780円」等と記載することにより</p> <p>② 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載することにより</p> <p>③ 平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色産）7月22日（月）土用の丑の日」等の映像を放送することにより</p> <p>あたかも、本件2商品を供給するかのように表示していたが、実際には、株式会社きむらは、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p><small>(注)本事件の詳細については、 http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/houdou/h26/260121kimura.html</small></p>

2 主要な指導事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。主要な指導事件は以下のとおり。

(1) 表示事件

ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事件概要
<p>A社は、仏壇を供給するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、「黒丹・紫丹・鉄刀木」と表示していた。</p> <p>実際には、当該商品には黒檀、紫檀及び鉄刀木は使用されていなかった。</p>
<p>B社は、中古自動車を供給するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、「事故歴無」と表示していた。</p> <p>実際には、当該中古自動車のうち2台については、オートオークションにおいて車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p>

イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

事件概要
<p>C社は、照明器具を供給するに当たり、ウェブサイトにおいて、</p> <p>①「当店通常価格20,000円（税込） 価格9,505円（税込9,980円）」と</p> <p>②「メーカー希望小売価格20,000円（税込）のところ C社価格9,505円（税込9,980円）」と</p> <p>それぞれ表示していた。</p> <p>①について、実際には、「当店通常価格」と称する価格は、最近相当期間にわたって販売していた価格ではなかった。</p> <p>②について、実際には、「メーカー希望小売価格」と称する価格は、C社が任意に設定した価格であって、製造業者等が設定したものではなかった。</p>

D社は、寿司等を供給するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、「平日限定 100円 (税込105円)」、「期間限定 1/1▶ 1/31 ※土・日・祝日は除く」と表示していた。実際には、当該期間中の一部の平日については、表示よりも高い土曜、日曜及び祝日の価格で供給していた。また、当該期間の開始前及び終了後の平日においても、継続的に当該価格で供給しているものであった。

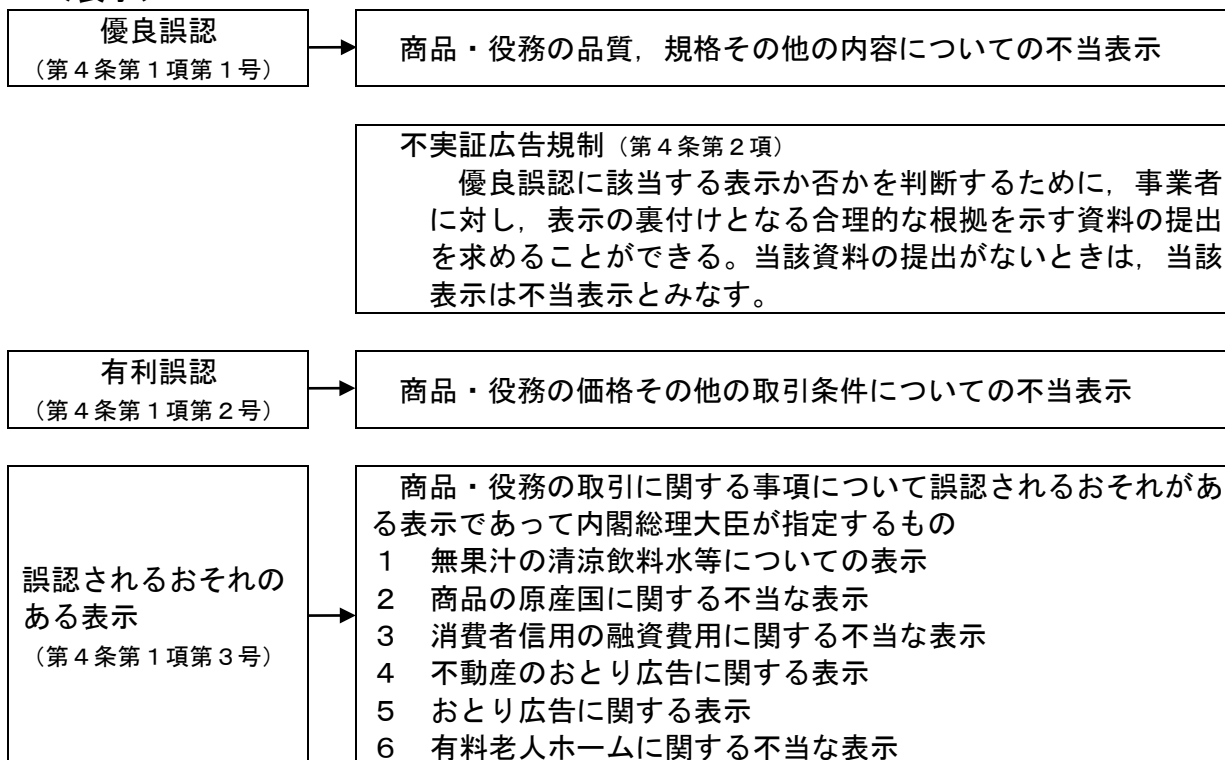
(注) 本表の数字は実際の数字とは異なる。

(2) 景品事件 (総付景品告示)

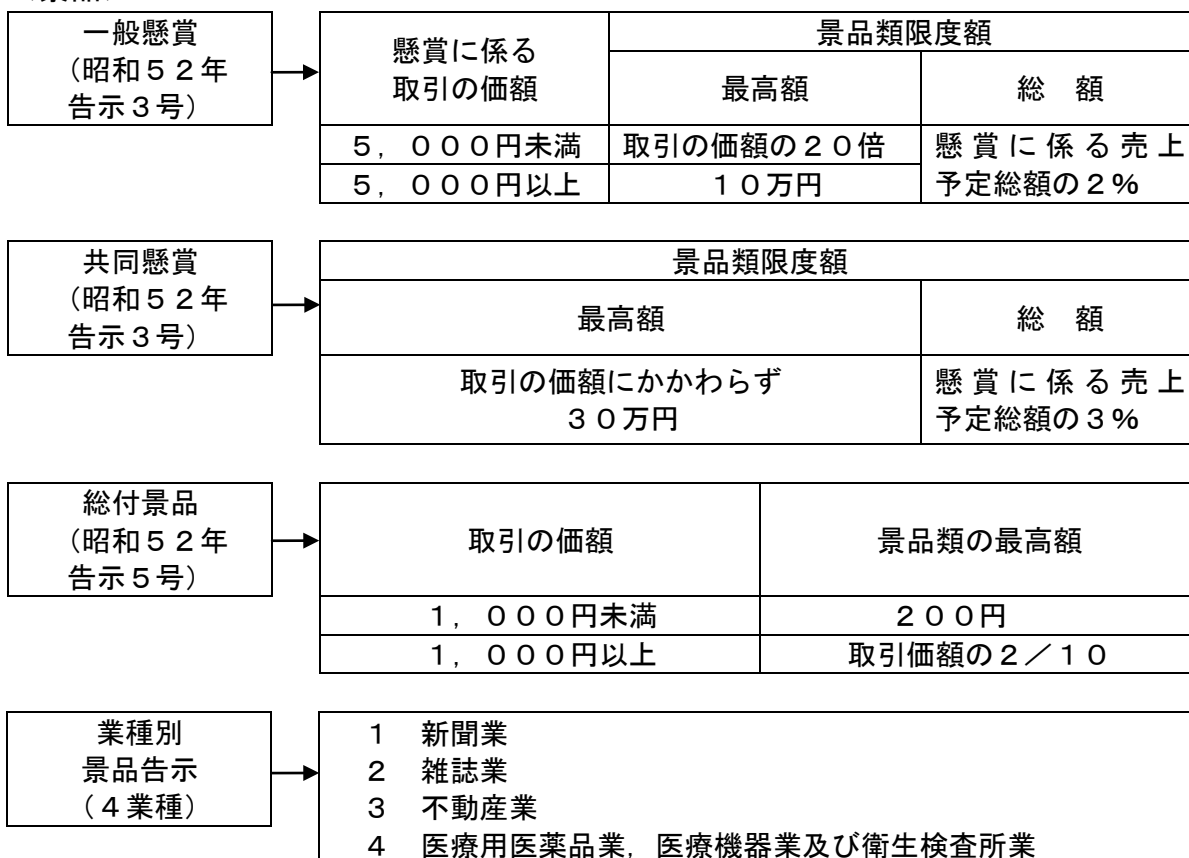
事 件 概 要
E社は、E社の商品を3,000円以上購入した者を対象に、F社との取引においてのみ利用できる割引券(1,000円相当)を提供することを企画し、実施した。 (取引価額: 3,000円 提供できる景品類の額: 最高額600円)

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。